

松本市告示第131号

松本市若者チャレンジ応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

松本市長 臥雲 義尚

松本市若者チャレンジ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の主体的な活動を支援するとともに、次代を担う若い世代が活躍できるまちづくりを推進するため、予算の範囲内で松本市若者チャレンジ応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、若者とは15歳以上35歳未満の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日時点において、3名以上の若者で構成されている団体であること。
- (2) 市内に活動拠点を有していること又は市内を活動地域としていること。
- (3) 若者が主体となって事業を実施する団体であること。
- (4) その他市長が不相当と認める団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主体となって実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の地域課題の解決や魅力の向上に取り組む事業
- (2) 公益的、社会貢献的な事業であって、新たな成果を生み出すことを目指す事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体の営利を目的とする事業
- (2) 本市が実施する他の補助制度等の補助を受けている事業
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
- (4) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とする事業
- (5) その他市長が適当でないとして認める事業

3 第1項の補助対象事業の事業期間は、事業開始日からその日が属する年度の末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する交付対象事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助率等)

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	補助限度額は、下限を1万円とし、上限を10万円とする。

(募集)

第7条 市長は、補助金交付申請書の提出期限、審査日程等を公示し、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）を募集するものとする。

(事前相談)

第8条 交付申請者は、次条の規定により交付申請をする前に、申請する事業について事前相談をするものとする。

(交付申請)

第9条 交付申請者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市若者チャレンジ応援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 松本市若者チャレンジ応援事業計画書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は同一年度内に1交付対象者につき1回限りとし、1交付対象者は通算3回まで交付申請できるものとする。

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定したときは、松本市若者チャレンジ応援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、交付決定額の10分の8以内において補助金の概算払いをすることができる。

（変更申請等）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第9条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、松本市若者チャレンジ応援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市若者チャレンジ応援事業補助金変更承認兼変更交付決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（事前着手）

第12条 交付申請者は、第10条第1項の規定による交付決定の前に、事業に着手してはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、交付申請者が交付決定前に事業に着手しようとするときは、松本市若者チャレンジ応援事業補助金事前着手届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、第10条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第10条第1項に規定する交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、松本市若者チャレンジ応援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 松本市若者チャレンジ応援事業報告書（様式第8号）
- (2) 松本市若者チャレンジ応援事業補助金収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求等）

第14条 交付決定者が、補助金の請求をしようとするときは、次により行うものとする。

- (1) 補助金の概算払いの請求 松本市若者チャレンジ応援事業補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。
- (2) 前号以外の請求 松本市若者チャレンジ応援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 市長は、第11条第2項の規定により交付決定額を減ずる決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補

助金を返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月24日告示第258号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月24日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市若者チャレンジ応援事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市若者チャレンジ応援事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。